

感染防止対策等を行う小規模事業者を支援します！

【津久見市小規模事業者等事業継続環境整備支援事業補助金】

コロナ禍においても事業を継続していくために、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や売上増加のための効率化・発展を目的とした、店舗改修、備品購入、新商品開発、販路開拓などの環境整備を行った費用に対して、かかった経費の一部を補助します。

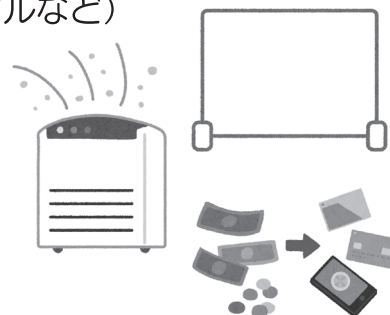
【補助額】 1事業者につき 補助対象経費の4/5(上限20万円)

※千円未満の端数は切り捨て

【対象経費】 感染防止対策または環境整備対策(効率化・発展が目的)にかかる以下の経費

- ・店舗等改修経費(感染対策・自動ドア設置・リニューアルなど)
- ・備品購入費(感染対策のための備品・設備投資など)
- ・広報宣伝費(販売促進・販路開拓のための広報など)
- ・新商品開発経費(材料試験等・デザイン作成など)
- ・販路開拓経費(WEB掲載・ポスター作成費など)
- ・自己啓発費(事業に関する特殊な資格取得費など)
- ・その他(キャッシュレス決済、Wi-Fi設備初期費用など)

※消耗品は対象外



【支給対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

- ①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)の小規模事業者 ※政治・経済・文化団体、宗教上の組織または団体等は対象外
- ②令和3年4月1日以降、事業を行った小規模事業者
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出

- ①交付申請書兼同意書
- ②店舗等の所有者の同意書(賃貸物件を改修する場合のみ)
- ③対象経費の見積書の写し
- ④店舗等の現況が確認できる写真(店舗等を改修する場合のみ)
- ⑤事業計画書(環境整備対策を行う場合)

【申請期限】 令和4年3月1日(火)

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※様式については、津久見市ホームページ上および市役所にて準備しています。

※詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

農林水産業の方：津久見市 農林水産課

TEL：0972-82-9514

それ以外の方：津久見市 商工観光・定住推進課

TEL：0972-82-9542

大分県や津久見市の支援金の申請はお済みですか？

【市独自の事業継続支援金(第2期)】

支給要件：コロナの影響により、令和3年8月または9月のいずれか1か月の売上高が、前年または前々年同月比で20%以上減少していることなど

上 限 額：5万円

申請期限：令和3年12月28日(火)まで

問い合わせ先：上記の市役所農林水産課または市役所商工観光・定住推進課

【大分県中小企業・小規模事業者

事業継続支援金(第2期)】

支給要件：コロナの影響で令和3年8月または9月の売上が前年または前々年同月比30%以上減少していることなど

上 限 額：法人30万円、個人事業者15万円

申請期限：令和3年12月10日(金)まで

問い合わせ先：事業継続支援金相談窓口

TEL：050-6868-9277